（平成29年度第１回）

富良野市緑化審議会

日　時　平成29年9月27日　（水）

午後3時30分～

場　所　市役所3階　第3会議室

富　良　野　市

会　議　次　第

１．開　　会

２．辞令交付

３．富良野市長挨拶

４．説明

富良野市の緑化推進施策の経過と課題、緑化審議会の位置づけについて

５．審議事項

会長・副会長の選出について

６．富良野市緑化審議会会長挨拶

７．情報提供・意見交換

緑の基本計画について

東雲通の街路樹について

８．そ の 他

９．閉　　会

説明

１．富良野市の緑化推進施策の経過と課題、緑化審議会の位置づけについて

資料１～富良野市の緑化推進施策の経過

審議事項

１．会長及び副会長の選出について

富良野市緑化推進条例施行規則第８条第１項の規定により、会長及び副会長の選出を求める。

会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資料２～富良野市緑化推進条例・富良野市緑化推進条例施行規則
資料３～富良野市緑化審議会委員名簿

情報提供・意見交換

1．緑の基本計画について

緑の基本計画（平成 14 年策定）　目標年次　平成 29 年度

平成 10 年策定の「都市計画マスタープラン」の計画内容に基づき策定した本計画については、前提条件として、目標年次である平成 29 年まで都市計画区域内人口や市街地人口が増加する見通しとなっていますが、平成 22 年国勢調査では市街地人口は微増となっているものの都市計画区域内人口は増加には至っていません。また、市街地についても拡大を見込んだ計画としていましたが、現状では市街地の規模は拡大していません。

人口増加、市街地拡大が見込めない状況の中で、本計画の前提条件が実情と合わなくなっており、また、平成 23 年 2 月に改定した第 2 次都市計画マスタープランでは、すでにこれらの状況を踏まえたコンパクトな都市構造を方針として盛り込んでいることからも、本計画の改定に向けた議論を進めていく必要があります。

しかしながら、本計画の基本的な方針については、第 1 次都市計画マスタープランからの継続により、現行の第２次現都市計画マスタープランとの整合が図られていることに加え、現行の都市計画マスタープランについては、平成 32 年度の改定を予定している事、また、当面、予定されている緑化推進に関わる事業がない事から、緑の基本計画の改定を、都市計画マスタープランの改定にあわせた平成 32 年度以降としたいと考えています。

2. 東雲通の街路樹について

① 東雲通

都市計画道路（※１）東雲通については、社会情勢等の変化に伴う土地利用方針の転換を踏まえ、未整備区間の事業化を見据えて、必要な幅員を見直し、一部区間（東５線の北１号交差点から南１号交差点まで）における農地側の歩道の取り止め（両側歩道から片側歩道）による幅員の縮小変更を主な内容とした都市計画の変更を行いました。

都市計画の変更後における未整備区間の整備については、今回の都市計画の変更内容に沿って事業を進めることとなり、街路樹の植栽も計画しています。

今年度、事業認可となり、今月実施設計を委託したところです。来年度から工事開始となりますが、工期は複数年に渡り、街路樹については最終年に施工予定であることから、次回以降の審議会で樹種の選定について協議いただきたいと考えています。

資料４～都市計画道路東雲通位置図

（※１）都市計画道路とは

都市計画道路は、既成市街地又は将来市街地が予定される地域において、都市計画施設として都市計画法に基づき都市計画決定された道路で、安全な市民生活や機能的な都市活動を確保するなど、都市の骨格を形成するものです。